

介護が必要になったら...

平成十二年度から始まった介護保険制度は、介護が必要になった高齢者などの人に介護サービスを利用していただき、可能な限り自立した生活を送ることができるよう支える制度です。今回は、そのサービスを利用するまでの手順について説明します。



申請できる人

- ▽六十五歳以上で寝たきりや痴呆などにより介護・支援が必要な人、(第一号被保険者)
- ▽四十歳から六十四歳までの人で老化が原因とされる十五の病気(初老期の痴呆、脳血管疾患、慢性リウマチ、閉塞性動脈硬化など)により介護・支援が必要な人(第二号被保険者)

申請



介護サービスを利用するには、申請が必要です。申請は、市の高齢社会課窓口のほか、各中学校区ごとにある在宅介護支援センターなどでできます。

申請からサービス利用まで

調査・審査判定



調査員による認定調査と医師の意見書をもとに「介護認定審査会」が、日常生活に介護や支援が必要かどうかなどを審査し判定します。

新しい介護保険事業計画が始まりました

介護保険制度では、五年を期間とする計画を三年度ごとに見直すことになっています。鳥取市も昨年度、公募委員を含めた計画作成委員会や市民政策コメントを行い、委員をはじめとする市民のみなさんの意見・提言を踏まえ、介護保険事業計画の見直しを行いました。今年度から新しい計画に基づき、在宅での介護を重視した事業を実施しています。

主な内容は、次のとおりです。

■平成15～17年度の所得段階と保険料

本人が 市民税課税	本人の合計 所得金額が 200万円 未満の人	本人は市民税非課税だが、 世帯員に課税者がある人	課税・所得状況		所得 段階	負担割合 平成15年度 介護保険料 (額)
			世帯員全員 が市民税非 課税の人	生活保護を受 けている人、 または老齢福 祉年金受給者		
200万円以上の人	本人の合計 所得金額が 200万円 未満の人	世帯員全員 が市民税非 課税の人	生活保護を受 けている人、 または老齢福 祉年金受給者	第1 段階	第1 段階	20,700円
200万円以上の人	本人の合計 所得金額が 200万円 未満の人	世帯員全員 が市民税非 課税の人	生活保護を受 けている人、 または老齢福 祉年金受給者	第2 段階	第2 段階	31,100円
200万円以上の人	本人の合計 所得金額が 200万円 未満の人	世帯員全員 が市民税非 課税の人	生活保護を受 けている人、 または老齢福 祉年金受給者	第3 段階	第3 段階	41,400円
200万円以上の人	本人の合計 所得金額が 200万円 未満の人	世帯員全員 が市民税非 課税の人	生活保護を受 けている人、 または老齢福 祉年金受給者	第4 段階	第4 段階	51,800円
200万円以上の人	本人の合計 所得金額が 200万円 未満の人	世帯員全員 が市民税非 課税の人	生活保護を受 けている人、 または老齢福 祉年金受給者	第5 段階	第5 段階	62,100円